特殊自動車の税区分判定フローチャート

このフローチャートで
ご自身の車両が
どちらの税に該当するか
確認しましょう！

特殊自動車は、用途や大きさ、最高速度などにより、
「軽自動車税（種別割）」または「固定資産税（償却資産）」のどちらかに分類されます。

対象となる主な特殊自動車の例


トラクター


コンバイン


田植機


フォークリフト


ショベルローダ

Q1 この車両は農耕作業用ですか？
（田畑の耕うん、作物の収穫など、農業に使う車両ですか？）

いいえ → 軽自動車税（種別割）

はい ↓

Q2 最高速度は35km/h以上ですか？
※カタログや車検証でご確認ください。

いいえ → **Q3**

はい ↓

Q3 車両の大きさは、次の基準を超えていますか？
※次のいずれか1つでも超える場合

- 長さ　4.7m を超える
- 幅　1.7m を超える
- 高さ　2.8m を超える
- 最高速度　時速15km を超える

はい ↓



償却資産（固定資産税）
申告が必要です



償却資産（固定資産税）
申告が必要です

軽自動車税（種別割）



申告は不要です

補足事項

- 乗用装置のない農耕用作業機（例：田植機の作業部分のみ）は、償却資産となります。
- フォークリフトやショベルローダなど、建設用・工事用の車両で基準を超えるものも償却資産です。
- 車両の構造や用途によっては、判断が難しい場合があります。不明な点は、税務課までご相談ください。

お問い合わせ先

西原村役場　税務課

☎ 096-279-4395

（平日 8:30～17:15）